

消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会 開催要綱

(趣旨)

第 1 条 消防防災ヘリコプターの運航の安全性確保のために、平成 29 年の長野県での事故後に設置した「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」の報告書提言事項等への取組を、運航団体に対して求めてきたが、取組を進める最中の昨年 8 月に群馬県での事故が発生した。相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故を踏まえ、運航団体が消防防災ヘリコプターの安全性の向上に着実に取り組むため、提言事項等を消防防災ヘリコプターの運航に関する基準として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ形式で示す必要がある。このような状況を踏まえ、基準に盛り込むべき事項とその内容等について検討することを目的として、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討会)

第 2 条 検討会の構成員は、別添のとおりとする。

- 2 検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が構成員の中から指名する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が指名した構成員がその職務を代理する。
- 5 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。
- 6 座長は、必要に応じて、学識経験者等をオブザーバーとして検討会に参加させ、意見を求めることができる。

(任期)

第 3 条 構成員の任期は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 4 条 検討会の事務局は、消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室に置く。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。